

令和2年第1回安城市議会定例会付議案件

2. 2. 18

内 容	
議 案 番 号	第1号議案
議 案 名	安城市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>産業振興及び環境保全の一体的な推進を図るもの</p> <p>1 産業振興部及び環境部の廃止</p> <p>2 産業環境部の新設 産業環境部の分掌する事務</p> <p>(1) 農業に関すること。 (2) 土地改良に関すること。 (3) 商工、観光及び労働行政に関すること。 (4) 環境保全に関すること。 (5) 廃棄物処理及び清掃に関すること。 (6) その他産業振興及び環境に関すること。</p> <p>(施行日) 令和2年4月1日</p>
議 案 番 号	第2号議案
議 案 名	安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法の改正並びに機構改革及び職員数の適正化に伴うもの</p> <p>1 職員定数の対象となる職員に係る規定の整理</p> <p>(1) 定数に含めるもの 常時勤務の再任用職員及び任期付職員</p> <p>(2) 定数の外とすることができるもの</p> <p>ア 休職中の職員 イ 被災地に派遣している職員 ウ 自己啓発等休業、配偶者同行休業又は育児休業中の職員 エ 公益法人等に派遣している職員</p> <p>2 職員の定数の変更 ※現段階で詳細は未定</p> <p>(施行日) 令和2年4月1日</p>

内 容	
議 案 番 号	第3号議案
議 案 名	安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法の改正に伴うもの</p> <p>現在は嘱託職員として任用している者を任期付短時間勤務職員として任用するための規定を整備する。</p> <p>(施行日) 令和2年4月1日</p>
議 案 番 号	第4号議案
議 案 名	安城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法の改正に伴うもの</p> <p>会計年度任用職員制度の導入に伴い、新たに任用される会計年度任用職員のサービスの宣誓について、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるように任命権者が別段の定めをすることができるとする規定を加える。</p> <p>(施行日) 令和2年4月1日</p>

内 容	
議 案 番 号	第5号議案
議 案 名	安城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法及び地方自治法の改正に伴うもの</p> <p>会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員に係る公務災害補償の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によるものとする規定を加える。</p> <p>(施行日) 令和2年4月1日</p>
内 容	
議 案 番 号	第6号議案
議 案 名	安城市職員の休日及び休暇に関する条例の特例を定める条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について
摘 要	<p>条例の所期の目的を果たしたことに伴うもの</p> <p>昭和天皇の崩御により制定された次に掲げる条例を廃止する。 (1) 安城市職員の休日及び休暇に関する条例の特例を定める条例 (2) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議 案 番 号	第7号議案
議 案 名	安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>児童福祉法の改正を踏まえ、放課後児童支援員の資格要件を緩和するもの</p> <p>放課後児童支援員の資格要件について「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変更されたことを踏まえ、研修を修了した者に限定している同資格要件を緩和し、研修を修了していない者であって、市内で放課後児童健全育成事業に初めて従事した日（以下「基準日」という。）から起算して1年を経過した日又は基準日以後に申込みとこれに対応する修了の機会があったにもかかわらず修了しなかった場合の最も遅い機会の日のうち、いずれか遅い日の属する年度の末日までのものは、研修を修了した者とみなす規定を設ける。</p> <p>(施行日) 令和2年4月1日</p>

内 容																																																	
議 案 番 号	第 8 号 議 案																																																
議 案 名	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について																																																
摘 要	<p>県の標準保険料率の算定を踏まえ、課税額及び軽減額の改定を行うもの</p> <p>1 課税額の改定</p> <p>(1) 基礎課税額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>→</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の5.19を乗じて算定</td> <td></td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の4.93を乗じて算定</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>被保険者1人につき21,050円</td> <td></td> <td>被保険者1人につき20,180円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,950円 特定世帯 7,475円 特定継続世帯 11,212円</td> <td></td> <td>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,070円 特定世帯 7,035円 特定継続世帯 10,552円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>→</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.24を乗じて算定</td> <td></td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.38を乗じて算定</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>被保険者1人につき9,020円</td> <td></td> <td>被保険者1人につき9,570円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,400円 特定世帯 3,200円 特定継続世帯 4,800円</td> <td></td> <td>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,670円 特定世帯 3,335円 特定継続世帯 5,002円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 介護納付金課税額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>→</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の1.76を乗じて算定</td> <td></td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の1.97を乗じて算定</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>被保険者1人につき9,160円</td> <td></td> <td>被保険者1人につき10,150円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>1世帯につき4,350円</td> <td></td> <td>1世帯につき5,160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 課税額の改定に伴う基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る軽減額の改定</p> <p>(施行日) 令和2年4月1日</p>	区分	現行	→	改定後	所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の5.19を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の4.93を乗じて算定	被保険者均等割	被保険者1人につき21,050円		被保険者1人につき20,180円	世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,950円 特定世帯 7,475円 特定継続世帯 11,212円		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,070円 特定世帯 7,035円 特定継続世帯 10,552円	区分	現行	→	改定後	所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.24を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の2.38を乗じて算定	被保険者均等割	被保険者1人につき9,020円		被保険者1人につき9,570円	世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,400円 特定世帯 3,200円 特定継続世帯 4,800円		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,670円 特定世帯 3,335円 特定継続世帯 5,002円	区分	現行	→	改定後	所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の1.76を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の1.97を乗じて算定	被保険者均等割	被保険者1人につき9,160円		被保険者1人につき10,150円	世帯別平等割額	1世帯につき4,350円		1世帯につき5,160円
	区分	現行	→	改定後																																													
	所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の5.19を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の4.93を乗じて算定																																													
	被保険者均等割	被保険者1人につき21,050円		被保険者1人につき20,180円																																													
	世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,950円 特定世帯 7,475円 特定継続世帯 11,212円		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,070円 特定世帯 7,035円 特定継続世帯 10,552円																																													
	区分	現行	→	改定後																																													
	所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.24を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の2.38を乗じて算定																																													
	被保険者均等割	被保険者1人につき9,020円		被保険者1人につき9,570円																																													
	世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,400円 特定世帯 3,200円 特定継続世帯 4,800円		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,670円 特定世帯 3,335円 特定継続世帯 5,002円																																													
	区分	現行	→	改定後																																													
所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の1.76を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の1.97を乗じて算定																																														
被保険者均等割	被保険者1人につき9,160円		被保険者1人につき10,150円																																														
世帯別平等割額	1世帯につき4,350円		1世帯につき5,160円																																														

内 容									
議 案 番 号	第 9 号議案								
議 案 名	安城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について								
摘 要	<p>成年被後見人のうち意思能力を有する者の印鑑の登録を行うことができるようにするほか、申請等に係る規定を整理するもの</p> <p>1 印鑑の登録を受けることができない者を成年被後見人から意思能力を有しない者とする。</p> <p>2 次に掲げる届出又は申請の際における本人確認に係る規定を整理する。</p> <p>(1) 印鑑登録証の亡失届</p> <p>(2) 印鑑登録証明書の交付申請</p> <p>(3) 印鑑登録の廃止申請</p> <p>(施行日) 公布の日</p>								
議 案 番 号	第 1 0 号議案								
議 案 名	安城市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について								
摘 要	<p>適応指導教室を増設するもの</p> <p>不登校児童生徒を支援するための適応指導教室を、安城市教育センターの既設分に加え、安城市北部福祉センター及び安城市明祥プラザに増設する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふれあい学級</td> <td>安城市横山町下毛賀知 1 3 番地 1</td> </tr> <tr> <td>ふれあい学級北教室</td> <td>安城市東栄町 6 丁目 9 番地</td> </tr> <tr> <td>ふれあい学級南教室</td> <td>安城市和泉町大下 3 8 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 令和 2 年 4 月 1 日</p>	名称	位置	ふれあい学級	安城市横山町下毛賀知 1 3 番地 1	ふれあい学級北教室	安城市東栄町 6 丁目 9 番地	ふれあい学級南教室	安城市和泉町大下 3 8 番地 1
名称	位置								
ふれあい学級	安城市横山町下毛賀知 1 3 番地 1								
ふれあい学級北教室	安城市東栄町 6 丁目 9 番地								
ふれあい学級南教室	安城市和泉町大下 3 8 番地 1								

内 容													
議 案 番 号	第 1 1 号議案												
議 案 名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について												
摘 要	<p>1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の改正に伴うもの</p> <p>(1) 簡易な評価方法による建築物エネルギー消費性能基準の適合認定申請手数料の規定の整備</p> <p>建築物エネルギー消費性能基準の適合認定申請手数料の規定のうち現行の評価方法に次の各号に掲げる申請ごとに、当該各号に定める簡易な評価方法を加える。</p> <p>ア 1戸建て住宅に係る申請 外皮性能の評価に係る熱抵抗値等及び一次エネルギー消費量の評価に係る空調設備の詳細な仕様を固定値として一定のモデルを用いる評価方法</p> <p>イ 共同住宅等に係る申請 各階において各住戸を単純化して計算する評価方法</p> <p>(2) 共同住宅等の共用部分を計算しない評価方法による申請に係る規定の整備</p> <p>共同住宅等について共用部分を計算しない評価方法によるときは、次に掲げる手数料の額には、当該共用部分に係る手数料の額を加算しないように規定を整備する。</p> <p>ア 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料</p> <p>イ 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料</p> <p>ウ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料</p> <p>エ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料</p> <p>オ 建築物エネルギー消費性能基準の適合認定申請手数料</p>												
	<p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>個人番号を通知するための通知カードの再交付に係る手数料の廃止</p>												
	<p>3 在宅高齢者短期入所介護事業及び生活支援ハウス運営事業の廃止並びに高齢者中短期入所生活支援事業の新設に伴うもの</p> <p>(1) 在宅老人短期介護手数料及び生活支援ハウスの利用手数料の廃止</p> <p>(2) 高齢者中短期入所生活支援手数料の新設</p> <p>支援1月につき 20,000 円以内</p>												
	<p>4 児童クラブ育成手数料の適正化を図るもの</p> <p>児童クラブ育成手数料の種類の細分化</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放課後及び長期休業日利用</td> <td>児童1人につき1月</td> <td>5,200 円 (8月にあつては、8,600 円)</td> <td>5,200 円 (8月にあつては、8,600 円)</td> </tr> <tr> <td>長期休業日のみ利用</td> <td>児童1人につき1月</td> <td>5,200 円 (8月にあつては、8,600 円)</td> <td>2,600 円 (8月にあつては、8,600 円)</td> </tr> </tbody> </table>	種類		改正前	改正後	放課後及び長期休業日利用	児童1人につき1月	5,200 円 (8月にあつては、8,600 円)	5,200 円 (8月にあつては、8,600 円)	長期休業日のみ利用	児童1人につき1月	5,200 円 (8月にあつては、8,600 円)	2,600 円 (8月にあつては、8,600 円)
	種類		改正前	改正後									
	放課後及び長期休業日利用	児童1人につき1月	5,200 円 (8月にあつては、8,600 円)	5,200 円 (8月にあつては、8,600 円)									
	長期休業日のみ利用	児童1人につき1月	5,200 円 (8月にあつては、8,600 円)	2,600 円 (8月にあつては、8,600 円)									
	<p>(施行日)</p> <p>1 公布の日</p> <p>2 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第16号) 附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>3 令和2年4月1日</p> <p>4 令和2年6月1日</p>												

内 容	
議 案 番 号	第 1 2 号議案
議 案 名	西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業施行規程及び西三河都市計画事業安城南明治第一土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>土地区画整理法施行令の改正に伴うもの</p> <p>清算金又は仮清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合に当該清算金又は仮清算金に付すべき利子の利率を変更する。</p> <p>(1) 清算金 年6パーセント→土地区画整理法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</p> <p>(2) 仮清算金 年6パーセント→仮清算金の額の決定の日における法定利率</p> <p>(施行日) 令和2年4月1日</p>
議 案 番 号	第 1 3 号議案
議 案 名	安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>公営住宅法の改正に伴うもの</p> <p>市営住宅への不正入居者に対し明渡請求をした場合において、入居日から明渡請求日までの期間分として当該不正入居者から徴収する金銭（近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額及び利息）のうち、利息に係る利率を年5分の割合から法定利率に変更する。</p> <p>(施行日) 令和2年4月1日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 1 4 号議案
議 案 名	安城市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>民法の改正を踏まえ利率を変更するもの</p> <p>コミュニティ住宅への不正入居者に対し明渡請求をした場合において、入居可能日から明渡請求日までの期間分として当該不正入居者から徴収する金銭（近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額及び利息）のうち、利息に係る利率を年5分の割合から法定利率に変更する。</p> <p>(施行日) 令和2年4月1日</p>
議 案 番 号	第 1 5 号議案
議 案 名	安城市水道事業の設置等に関する条例及び安城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方自治法の改正に伴うもの</p> <p>次に掲げる条例の規定が引用している地方自治法の条項名を「第243条の2第8項」から「第243条の2の2第8項」に変更する。</p> <p>(1) 安城市水道事業の設置等に関する条例第5条 (2) 安城市下水道事業の設置等に関する条例第5条</p> <p>(施行日) 令和2年4月1日</p>

内 容	
議案番号	第16号議案
議案名	令和元年度安城市一般会計補正予算（第4号）について
摘要	資料別添
議案番号	第17号議案 ～ 第21号議案
議案名	令和元年度安城市特別会計補正予算について
摘要	国民健康保険事業（第2号） 有料駐車場事業（第1号） 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第3号） 介護保険事業（第3号） 後期高齢者医療（第1号）の5会計 資料別添
議案番号	第22号議案
議案名	令和元年度安城市水道事業会計補正予算（第1号）について
摘要	資料別添
議案番号	第23号議案
議案名	令和元年度安城市下水道事業会計補正予算（第2号）について
摘要	資料別添

内 容	
議 案 番 号	第 2 4 号議案
議 案 名	令和 2 年度安城市一般会計予算について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 2 5 号議案 ～ 第 3 0 号議案
議 案 名	令和 2 年度安城市特別会計予算について
摘 要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢者医療の 6 会計 資料別添
議 案 番 号	第 3 1 号議案
議 案 名	令和 2 年度安城市水道事業会計予算について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 3 2 号議案
議 案 名	令和 2 年度安城市下水道事業会計予算について
摘 要	資料別添

内 容																									
議 案 番 号	第 3 3 号議案																								
議 案 名	第 8 次安城市総合計画の変更について																								
摘 要	安城市議会基本条例第 8 条第 1 号の規定に基づくもの																								
	<div style="text-align: right;"> 基準年度 平成 2 8 年度 目標年度 令和 5 年度 </div>																								
	1 総合計画審議会答申（第 8 次変更） 令和 2 年 1 月 1 7 日																								
	2 変更後の期間 令和 2 年度から令和 5 年度まで																								
3 変更の趣旨 社会情勢の変化への対応																									
議 案 番 号	第 3 4 号議案																								
議 案 名	工事請負契約の締結について																								
摘 要	安城市北部学校給食共同調理場移転建設主体工事																								
	場 所 安城市新田町地内																								
	概 要 調理場本体																								
	構造 鉄骨造																								
	面積 1 階 4,496.59 平方メートル																								
	2 階 1,414.68 平方メートル																								
	計 5,911.27 平方メートル																								
	内容 調理室 配膳室 洗浄室ほか																								
	外倉庫																								
	構造 鉄骨造																								
	面積 126.00 平方メートル																								
	内容 倉庫 機械室 汚泥処理室ほか																								
	契 約 金 額 1,306,800,000 円																								
	契約の相手方 安城市池浦町池西 1 0 8 番地 株式会社クサカ 代表取締役 日 下 成 人																								
契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札																									
工 期 令和 3 年 3 月 1 0 日まで																									
予 定 価 格 1,485,000,000 円（消費税相当額を含む。）（落札率 88.0%）																									
入 札 状 況																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>入札者</th> <th>評価点</th> <th>入札金額(円)</th> <th>評価値</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)クサカ</td> <td>119.5</td> <td>1,188,000,000</td> <td>0.10059</td> <td>落 札</td> </tr> <tr> <td>植村産業(株)</td> <td>113.0</td> <td>1,210,000,000</td> <td>0.09339</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)ナルセコーポレーション</td> <td>122.5</td> <td>1,320,000,000</td> <td>0.09280</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	入札者	評価点	入札金額(円)	評価値	摘要	(株)クサカ	119.5	1,188,000,000	0.10059	落 札	植村産業(株)	113.0	1,210,000,000	0.09339		(株)ナルセコーポレーション	122.5	1,320,000,000	0.09280						
入札者	評価点	入札金額(円)	評価値	摘要																					
(株)クサカ	119.5	1,188,000,000	0.10059	落 札																					
植村産業(株)	113.0	1,210,000,000	0.09339																						
(株)ナルセコーポレーション	122.5	1,320,000,000	0.09280																						

内 容																										
議 案 番 号	第 3 5 号議案																									
議 案 名	工事請負契約の締結について																									
摘 要	<p>安城市北部学校給食共同調理場移転建設管工事</p> <p>場 所 安城市新田町地内</p> <p>概 要 汚水処理設備 蒸気設備 ガス設備ほか</p> <p>契 約 金 額 459,419,400 円</p> <p>契約の相手方 刈谷市野田町馬池 3 番地 1 8 中央プランテック株式会社 代表取締役 水 野 泰 一</p> <p>契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札</p> <p>工 期 令和 3 年 3 月 1 0 日まで</p> <p>予 定 価 格 510,466,000 円 (消費税相当額を含む。) (落札率 90.0%)</p> <p>入 札 状 況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入札者</th> <th>評価点</th> <th>入札金額(円)</th> <th>評価値</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央プランテック(株)</td> <td>107.0</td> <td>417,654,000</td> <td>0.25619</td> <td>落 札</td> </tr> <tr> <td>三神設備(株)</td> <td>111.0</td> <td>437,000,000</td> <td>0.25400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)三幸</td> <td>110.0</td> <td>459,400,000</td> <td>0.23944</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三水工業(株)</td> <td>108.0</td> <td>454,700,000</td> <td>0.23752</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	入札者	評価点	入札金額(円)	評価値	摘要	中央プランテック(株)	107.0	417,654,000	0.25619	落 札	三神設備(株)	111.0	437,000,000	0.25400		(株)三幸	110.0	459,400,000	0.23944		三水工業(株)	108.0	454,700,000	0.23752	
	入札者	評価点	入札金額(円)	評価値	摘要																					
中央プランテック(株)	107.0	417,654,000	0.25619	落 札																						
三神設備(株)	111.0	437,000,000	0.25400																							
(株)三幸	110.0	459,400,000	0.23944																							
三水工業(株)	108.0	454,700,000	0.23752																							
議 案 番 号	第 3 6 号議案																									
議 案 名	工事請負契約の締結について																									
摘 要	<p>安城市北部学校給食共同調理場移転建設電気工事</p> <p>場 所 安城市新田町地内</p> <p>概 要 幹線設備 受変電設備 動力設備ほか</p> <p>契 約 金 額 434,500,000 円</p> <p>契約の相手方 安城市井杭山町一本木 5 番地 1 0 碧海電気株式会社 代表取締役 深 堀 佐和良</p> <p>契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札</p> <p>工 期 令和 3 年 3 月 1 0 日まで</p> <p>予 定 価 格 460,680,000 円 (消費税相当額を含む。) (落札率 94.3%)</p> <p>入 札 状 況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入札者</th> <th>評価点</th> <th>入札金額(円)</th> <th>評価値</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>碧海電気(株)</td> <td>113.0</td> <td>395,000,000</td> <td>0.28608</td> <td>落 札</td> </tr> <tr> <td>(株)晴電舎</td> <td>115.0</td> <td>404,040,000</td> <td>0.28463</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福釜電工(株)</td> <td>108.0</td> <td>398,900,000</td> <td>0.27074</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	入札者	評価点	入札金額(円)	評価値	摘要	碧海電気(株)	113.0	395,000,000	0.28608	落 札	(株)晴電舎	115.0	404,040,000	0.28463		福釜電工(株)	108.0	398,900,000	0.27074						
	入札者	評価点	入札金額(円)	評価値	摘要																					
碧海電気(株)	113.0	395,000,000	0.28608	落 札																						
(株)晴電舎	115.0	404,040,000	0.28463																							
福釜電工(株)	108.0	398,900,000	0.27074																							

内 容																												
議 案 番 号	第 3 7 号議案																											
議 案 名	工事請負契約の締結について																											
摘 要	<p>安城市北部学校給食共同調理場移転建設空調工事</p> <p>場 所 安城市新田町地内</p> <p>概 要 空調機器設備 ダクト設備 換気機器設備ほか</p> <p>契 約 金 額 306,504,000 円</p> <p>契約の相手方 安城市今本町 8 丁目 9 番地 1 2 三神設備株式会社 代表取締役 神 谷 順 二</p> <p>契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札</p> <p>工 期 令和 3 年 3 月 1 0 日まで</p> <p>予 定 価 格 340,560,000 円 (消費税相当額を含む。) (落札率 90.0%)</p> <p>入 札 状 況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入札者</th> <th>評価点</th> <th>入札金額(円)</th> <th>評価値</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三神設備(株)</td> <td>114.0</td> <td>278,640,000</td> <td>0.40913</td> <td>落 札</td> </tr> <tr> <td>三水工業(株)</td> <td>108.0</td> <td>278,640,000</td> <td>0.38760</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)三幸</td> <td>110.0</td> <td>293,810,000</td> <td>0.37439</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央プランテック(株)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>無 効</td> </tr> </tbody> </table>	入札者	評価点	入札金額(円)	評価値	摘要	三神設備(株)	114.0	278,640,000	0.40913	落 札	三水工業(株)	108.0	278,640,000	0.38760		(株)三幸	110.0	293,810,000	0.37439		中央プランテック(株)	—	—	—	無 効		
	入札者	評価点	入札金額(円)	評価値	摘要																							
三神設備(株)	114.0	278,640,000	0.40913	落 札																								
三水工業(株)	108.0	278,640,000	0.38760																									
(株)三幸	110.0	293,810,000	0.37439																									
中央プランテック(株)	—	—	—	無 効																								
議 案 番 号	第 3 8 号議案																											
議 案 名	財産の取得について																											
摘 要	<p>安城市北部学校給食共同調理場の移転建設に伴う厨房設備</p> <p>種 類 厨房設備</p> <p>数 量 一式</p> <p>契 約 金 額 834,867,000 円</p> <p>契約の相手方 安城市今本町 2 丁目 1 番 1 9 号 株式会社厨林堂安城営業所 所長 寺 部 吉 治</p> <p>契約の方法 条件付一般競争入札</p> <p>納 期 令和 3 年 3 月 1 0 日まで</p> <p>予 定 価 格 863,363,600 円 (消費税相当額を含む。) (落札率 96.6%)</p> <p>入 札 状 況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入札者</th> <th>入札金額(円)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)厨林堂安城営業所</td> <td>758,970,000</td> <td>落 札</td> </tr> <tr> <td>(株)アイホー名古屋支店</td> <td>763,820,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本調理機(株)中部支店</td> <td>767,330,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)中西製作所名古屋支店</td> <td>788,700,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)マルゼン豊橋営業所</td> <td>799,536,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>兼八産業(株)安城営業所</td> <td>842,000,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中日厨房設備(株)</td> <td>905,000,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホシザキ東海(株)知立営業所</td> <td>—</td> <td>無 効</td> </tr> </tbody> </table>	入札者	入札金額(円)	摘要	(株)厨林堂安城営業所	758,970,000	落 札	(株)アイホー名古屋支店	763,820,000		日本調理機(株)中部支店	767,330,000		(株)中西製作所名古屋支店	788,700,000		(株)マルゼン豊橋営業所	799,536,000		兼八産業(株)安城営業所	842,000,000		中日厨房設備(株)	905,000,000		ホシザキ東海(株)知立営業所	—	無 効
	入札者	入札金額(円)	摘要																									
(株)厨林堂安城営業所	758,970,000	落 札																										
(株)アイホー名古屋支店	763,820,000																											
日本調理機(株)中部支店	767,330,000																											
(株)中西製作所名古屋支店	788,700,000																											
(株)マルゼン豊橋営業所	799,536,000																											
兼八産業(株)安城営業所	842,000,000																											
中日厨房設備(株)	905,000,000																											
ホシザキ東海(株)知立営業所	—	無 効																										

内 容	
議 案 番 号	第 3 9 号議案
議 案 名	市道路線の廃止について
摘 要	<p>土地区画整理事業等に伴うもの</p> <p>廃止 9 路線</p>
議 案 番 号	第 4 0 号議案
議 案 名	市道路線の認定について
摘 要	<p>開発行為等に伴うもの</p> <p>認定 7 路線</p> <p>廃止及び認定後の市道 3,976 路線</p>